

令和 3 年 1 月～令和 4 年 1 月 地区別検査カレンダー (下関支部)

※お知らせ：平成30年より地区曜日が一部変更となっておりますご注意ください。

地区 (巡回地:海岸・漁港・河口・マリーナに限る)	曜日	令和 3 年												令和 4 年	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
下関市(南)・山陽小野田市・宇部市 (下関市は山陽側・彦島・垢田まで)	木	7 14 21 28	4 18 25	4 11 18 25	1 8 15 22	13 20 27	3 10 17 24	1 8 15 22 29	5 19 26	2 9 16 30	7 14 21 28	4 11 18 25	2 9 16 23	6 13 20 27	
山口市・防府市・周南市 下松市・光市	水	6 13 20 27	3 10 17 24	3 10 17 24 31	7 14 21 28	12 19 26	2 9 16 23 30	7 14 21 28	4 18 25	1 8 15 22 29	6 13 20 27	10 17 24	1 8 15 22	5 12 19 26	
下関市(北)・萩市・長門市 (下関市は豊浦町・豊北町・垢田より北部) (萩市は須佐・田万川・阿武郡を除く)	火	5 12 19 26	2 9 16	2 9 16 23 30	6 13 20 27	11 18 25	1 8 15 22 29	6 13 20 27	3 10 17 24 31	7 14 21 28	5 12 19 26	2 9 16 30	7 14 21 28	4 11 18 25	
萩市(須佐・田万川)・阿武郡	火	月 1回～2回	2 16	9 23	6 20	11 25	8 22	6 20	3 17	7 21	5 19	2 16	7 21	11 25	
北九州市(若松区を除く)・苅田町	月	3月～9月のみ	7 14 21	4 18 25	1 4 8	1 5 8	10 13 17	3 7 10	1 5 8	2 5 9	2 6 9	7 14 21	4 11 18	2 9 16	6 13 20
	木			11 15 18 22 25 29	12 15 19 22 26	20 24 27 31	14 17 21 24 28	12 15 22 26 29	16 19 23 26 30	13 16 27 30	28	25	23	27	
行橋市・豊前市・みやこ町 ・築上町・吉富町	月	3月～8月 月1回～2回 9月～2月 月1回	18	15	15 29	12 26	17 31	14 28	12 26	9 23	13	18	15	13	17

※ 申請について

- 船舶検査及び測度等の申請書は、**予定日の平日3営業日以上前(土日祝祭日は含まない)までに下関支部に本紙必着(郵送可)**です。(早めのご提出をお願いします。)
(電話及びFAX等での出張検査は致しません。また、連絡待ち等での保留に於いても出張する場合は上記同様平日3日営業日以上前(土日祝祭日含まない)までにご連絡下さい。)
- 申請書類のみの窓口受付時間は午前9:00～午後4:30までです。
- 主機換装等の変更事項がありましたら事前にお知らせ下さい。
- まとめて申請する場合は事前の連絡をお願いします。(隻数オーバーにより別日になる場合があります。)

※ 出張検査について

- 巡回地(海岸・漁港・河口・マリーナ)以外には原則お伺いしておりません。 <ご自宅、車庫等にはお伺いしていません。> 巡回地・下関支部 又は 支部担当者が指定する場所に持ち込んで下さい。
なお、島・ダム・湖等にある小型船舶は、上記予定日にはお伺いできない場合があります事前に御相談下さい。
- お客様の都合による**時間指定は出来ません。**
- 時間連絡は、**検査日の前日(土・日・祝祭日を除く)**に申請書に記入されている連絡先に**連絡します。**
- ゴールデンウィーク・お盆・年末年始の期間周辺は**道路交通渋滞や宅配便の延滞が予想されることから、**出張検査は行いません。**
また、当該期間 直前 は混雑が予想され希望日にお伺いできない場合がありますので、早めの受検をお願いします。
- 天候不良、災害等で上記 表日に行けない場合や、隻数・検査内容等で変更する場合がございますので御了承下さい。**

※ 持込み検査について

- 予約制となっておりますので、事前に電話等での予約をお願いします。
- 平日(ゴールデンウィーク・お盆期間・年末年始を除く。)で、午前9:00～午後12:00、午後1:00～午後3:30までとなります。

※ 検査の準備について

- 検査前までに、船体、航海灯、法定備品等の点検とエンジンの試運転を行い、不足備品・破損備品・期限切れの小型船舶用信号紅炎などの交換等の準備をお願いします。
- 船検証(船舶検査手帳・船舶検査証書)、漁船登録票(漁船のみ)、無線局免許状等、船舶検査に関係する書類の準備をお願いします

※ 検査終了後の船検証の受渡しについて

- 合格後の船検証は支部に取りに来て頂きます。なお送付希望の場合、郵パック・宅配便での着払いとなりますのでご了承下さい。

☆お問合せ先 <検査済票番号を確認の上 お問合せ下さい。>
(例 291-12345)

日本小型船舶検査機構 下関支部
〒752-0953 山口県下関市長府港町1番7号
TEL : 083-245-3241 / FAX : 083-245-3641
ホームページ : <https://www.jci.go.jp>
月～金曜日 8:30～17:00 (土・日・祝祭日を除く)

◆検査申請等について◆

1 出張検査について（地区別検査カレンダー(裏面参照)を基に検査員が出張して行う検査）

- ※ 巡回地(海岸・漁港・河口・マリーナ)以外には原則お伺いしていません。 <ご自宅、車庫等にはお伺いしていません。>
巡回地・下関支部 又は 支部担当者が指定する場所に持ち込んで下さい。
- ※ 島・ダム・湖等にある船舶については、予め支部と打合せしてください。 <別日となる場合があります。>
- ※ 天候不良、災害、隻数・検査内容等 諸事情により変更する場合がございますので予めご了承願います。
- ※ 電話及びFAX等での出張は致しません。

2 検査申請について（申請書類のみの窓口受付時間は午前9:00～午後4:30までです。）

申請書は平日3営業日前(土日祝祭日は含まない)までに下関支部に 本紙必着(郵送可)でご提出下さい。

① 必要な書類等

i) 船舶検査申請書	必要事項を記入の上、複写も含め2枚とも提出下さい。
ii) 手数料振込証明書	金融機関の印鑑を確認の上、《検査機関提出用》を提出下さい。
iii) 船の位置略図	港名称・港内での船位置など、船の位置をわかりやすく記入下さい。
iv) 自主整備点検記録	検査日にエンジン始動ができない場合、主機換装・整備、船体上架整備した場合等提出下さい。
v) 委任状	所有者と申請者が違う場合提出下さい。
vi) 漁船登録票の写し	漁船登録している方は提出下さい。(裏表の写し) (漁船登録票の記載内容に変更が無い場合は、検査当日 原本を検査員に提示でも可)

注：船舶の名義変更や住所変更がある場合には、別途手続きが必要ですので船舶検査済票番号を確認の上ご連絡下さい。

② 申請書の記入の仕方、手数料金額 及び 船検の準備について

別紙の『船検の申請と準備について』を参照して下さい。

※<申請者の住所、氏名、印><検査を受けようとする期日><連絡先 電話番号> は必ず記入して下さい。

③ 連絡について

i) 申請書に不備がある場合を除き、貴方様への申請到達の連絡は致しません。(受付確認はホームページで出来ます。)

ii) お客様の都合による 時間指定は出来ません

iii) 時間連絡は、検査日の前日(土・日・祝祭日を除く)に申請書に記入されている連絡先に連絡します。

iv) 検査前日の午後3:00までに連絡のない場合は、お手数ですが当支部までお問合せ下さい。

3 持込み検査（予約制）（受検者が事前に電話予約をし、下関支部検査場に持込んで行う検査）

※ 平日(ゴールデンウィーク・お盆期間・年末年始を除く。)で、午前9:00～午後12:00、午後1:00～午後3:30までとなります。

お問い合わせ、持込み検査の予約の際は、詳しくお話するために

《検査済票番号》をお伝え下さい。

(例 291-12345)

日本小型船舶検査機構 下関支部

〒752-0953 山口県下関市長府港町1番7号

電話:083-245-3241 / FAX:083-245-3641

ホームページ: <https://www.jci.go.jp>

月～金曜日 8:30～17:00 (土・日・祝祭日を除く)